

払戻請求書による当座預金の支払い開始と
「当座勘定規定」の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、払戻請求書による当座預金の払戻しの取り扱いを下記のとおり開始しますのでお知らせいたします。

また、本取扱いに伴いまして「当座勘定規定」の一部を下記のとおり改正させていただきますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当座預金払戻請求書のご利用について

【取扱い開始日】

2025年11月4日（火）

【利用方法および留意事項】

- ・払戻しは口座名義人さまに限ります。
(小切手のような第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。)
- ・払戻請求書による払戻しの取扱いは、口座開設店に限ります。
- ・ご利用時は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印のうえ、当座勘定入金帳をご提示ください。
- ・当金庫所定の本人確認書類の提示等をお願いする場合がございます。
- ・払戻請求書は無料で交付させていただきます。

2. 当座勘定規定の改正について

【改正日】

2025年11月4日（火）

変更箇所につきましては、新旧対照表をご確認ください。

以上

一般当座勘定規定：新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 (手形、小切手の支払等)</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>③<u>当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u></p> <p>④前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続き求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p> <p>⑤前四項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が相続の開始があったことを知った後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>⑥前五項の規定にかかわらず、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>第9条 (手形、小切手の支払)</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>④前三項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が相続の開始があったことを知った後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>⑤前四項の規定にかかわらず、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>
<p>第10条～第13条 (略)</p>	<p>第10条～第13条 (略)</p>
<p>第14条 (手数料等の引落し)</p> <p>①当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。 なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が相続の開始があったことを知った後)は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止いたします。</p>	<p>第14条 (手数料等の引落し)</p> <p>①当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>②当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。 なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が相続の開始があったことを知った後)は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止いたします。</p>
<p>第15条～第18条 (略)</p>	<p>第15条～第18条 (略)</p>

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>第19条 (印鑑照合等)</p> <p>①手形、小切手、<u>払戻請求書</u>又は諸届け書類に使用された印影又は署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑(又は署名艦)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>②手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)を、相当の注意をもって第10条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第19条 (印鑑照合等)</p> <p>①手形、小切手又は諸届け書類に使用された印影又は署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑(又は署名艦)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>②手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず)を、相当の注意をもって第10条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③この規定及び別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>